資料７

**傷病者の搬送及び受入れの実施基準**

**（大阪府堺市医療圏医療機関リスト）**

**目　次**

**１．救急告示医療機関リスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１～10**

**～　注　意　～**

**本医療機関リストは、令和３年２月１２日現在の情報です。**

**本医療機関リストは、消防機関が救急業務として傷病者を搬送する際に使用するためのものであり、府民の皆様が直接医療機関を受診する際に使用するものではありません。**

**また、本医療機関リストに掲載された医療機関であっても、手術中その他事情により、傷病者の受け入れができない場合があります。**

**なお、地域の実情等により、本医療機関リストに掲載されていない医療機関へ搬送する場合があります。**